

広島市文化財団が管理する施設の利用の再開について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、臨時休館及び一部サービスを休止していましたが、現在は、広島市文化財団が管理する全施設の利用を再開しています。（一部の制限を除く。）

※ なお、詳しい内容については、各施設のホームページをご覧ください。直接、各施設へお問い合わせください。

広島市は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年9月16日に別添のとおり「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」を改訂しました。

当財団の施設の利用及び各事業等の開催の可否、事業等を開催する場合の感染予防対策については、当面の間、この基本方針のとおり取り扱います。

令和2年9月16日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（9月16日改訂）

国及び県の催物（イベント等）の方針を踏まえ、本市主催のイベント等*の開催については、9月19日から11月30日の間、以下のとおり取り扱うこととする。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても、この基本方針に準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

1 イベント等の開催の取り扱いについて

(1) イベント等の開催については、入場者の制限や誘導、手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気や人と人との距離の確保等の基本的な感染対策に加え、別添1「感染防止のチェックリスト」を参考に感染防止対策を講じた上で、開催することとし、参加人数の目安については、以下のとおりとする。

- 得られた知見等を踏まえた業種別のガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止対策が担保される場合（別添2「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

【人数上限要件】

- ・収容定員が1万人を超える場合は収容定員の50%、収容定員が1万人以下の場合は5,000人
- ・収容定員が設定されていない場合には、大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合は密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を、大声での歓声、声援等が想定される場合は十分な人と人との間隔（1m）を空けること

【収容率要件】

- ・大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合には、収容率は100%以内

（収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔を空けることとし、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は後記(2)の例による。）

- ・大声での歓声、声援等が想定される場合には、大声を出さないことを担保した上で、異なるグループ（又は個人）間では座席を1席は空けることとしつつ、同一グループ（5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設けなくてもよい。この場合、参加人数は収容定員の50%を超えることもありうる。

（収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を空けることとし、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない場合は、後記(2)の例による。）

- 上記に該当しない場合は、従前のおりとする。

- ・屋内であれば5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば5,000人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2mを確保する）

(2) 祭り（祭り、花火大会、野外フェスティバル等）などの行事の開催について、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものは、中止も含めて慎重に検討する。具体的には、イベント等を開催する場合については、十分な人と人との間隔を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する。

- (3) 開催を予定しているイベント等については、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと。健康や体調に不安のある方は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。あわせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則として料金を返金する旨をホームページ等で告知する。
- (4) 全国的な人の移動を伴うイベント等又はイベント等の参加者が1,000人を超えるようなイベント等の開催を予定する場合には、その開催要件等について広島県に事前相談すること。

2 市民等からの相談対応

市民等が開催するイベント等は、教育関係、福祉関係、観光関係等多岐の分野にわたると考えられることから、この基本方針に準じた取扱いに関する疑義等の相談については、企画総務局政策企画課で対応する。

(1) 徹底した感染防止等(収容率100%で開催するための前提の前提)

①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができるもの *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの *隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める)
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの奨励
⑪	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起

(3) イベント開催の共通の前提

⑫	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可
⑬	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

(※) 本年7月17日付け事務連絡において、関係省庁を通じて上記対策を記載するよう業種別ガイドラインの改訂を依頼

収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について

- 以下の措置のいずれもがイベント主催者及び施設管理者の双方において「業種別ガイドライン」により担保され、かつ、感染防止の取組が公表されている場合に、新たな目安（収容率及び人数上限の緩和）を適用することとし、それ以外の場合は、従来の目安を原則として、各都道府県が個別のイベント開催について適切に判断。

イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置

- ・ **消毒の徹底**（感染リスクの拡散防止）
- ・ **マスク着用の担保**（感染リスクの拡散防止）
マスクを持参していない者がいた場合は**主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保**
- ・ **参加者及び出演者の制限**（感染リスクの拡散防止）
有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底（**検温の実施**、有症状の出演者は出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等）
- ・ **参加者の把握**（感染リスクの拡散防止）
事前予約時又は入場時に**連絡先を確実に把握**することや、**接触確認アプリ（COCOA）**や**各地域の通知サービス**のダウンロード促進等の**具体的措置**を講じること（例：アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ・ **大声を出さないことの担保**（大声の抑止）
大声を出す者がいた場合、**個別に注意、対応等ができるよう体制を整備**（人員を配置する等）
スポーツイベント等では、**ラッパ等の鳴り物を禁止**し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備
- ・ **密集の回避**（イベントの入退場や休憩時間における三密の抑止）
入退場列や休憩時間の密集を回避する措置（人員の配置、導線の確保等）や**十分な換気**
休憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限の実施
- ・ **演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除**
演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる
- ・ **催物前後の行動管理**（交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止）
公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、**交通機関・飲食店等の分散利用**を注意喚起、可能な限り、**予約システム等の活用により分散利用を促進**

※催物等におけるクラスターの発生があった場合、都道府県は、目安及びガイドラインの遵守状況その他の実態を把握するとともに、主催者に感染防止対策の徹底、催物等の無観客化、中止又は延期等の協力を求める。